

要配慮者利用施設の避難確保計画等作成支援ツールを作成しました！

水防法の改正により、地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の施設管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施とその報告が義務化されています。

庄内川河川事務所は、県及び市町と連携し、庄内川流域における要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び避難訓練の実施の促進を図ることとしています。

「人命被害ゼロ」を実現するための取り組みの一つとして、「避難確保計画作成や避難訓練の実施」を支援するツールを作成し、庄内川河川事務所HPで公開しました。

1. 公開日

令和4年1月28日（金）

2. 支援ツールの内容

- ・避難確保計画・避難行動タイムライン自動作成ツール
- ・避難確保計画等作成及びタイムラインに基づく訓練の手引き
- ・避難確保計画・避難行動タイムライン自動作成ツールの解説動画
- ・訓練シナリオ動画
- ・訓練シナリオカード

3. 公開場所

庄内川河川事務所ホームページ

（要配慮者利用施設の避難確保計画等作成支援（支援ツール） URL）

<https://www.cbr.mlit.go.jp/shonai/bousai/hinankakuho/index.html>

4. 配布先

中部地方整備局記者クラブ、岐阜県政記者クラブ、多治見市政記者クラブ、恵那記者会

【問い合わせ先】

国土交通省 中部地方整備局 庄内川河川事務所

副所長（調査） 竹原 雅文

地域防災調整官 本間 一司

電話（052）914-6713